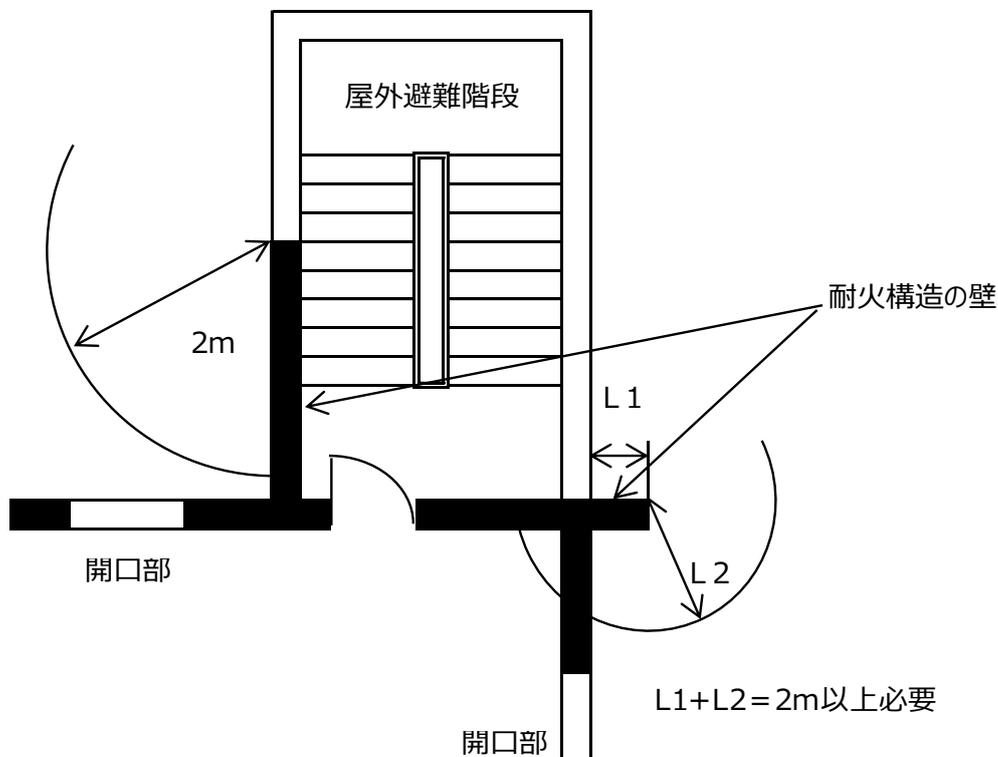


総則規定 1-9	避難階段及び特別避難階段の構造
屋外避難階段からの離隔距離	
関連条項：令第123条第2項	

【内容】

- ・ 屋外避難階段から2m未満に設けることができる開口部の取扱いは、以下の点について留意すること。

- ① 屋外避難階段から2mの離隔距離については、当該階段に耐火構造のそで壁等を設けることにより図のように考えることができる。



- ② パイプシャフト、メーターボックスについては、各階を耐火構造の床・壁で区画し、区画部分を貫通する場合は令第112条第19項及びH12年建告第1422号に基づき施工することで、2mの離隔距離内に設置することができる。ただし当該階段に面する開口部は常時閉鎖式の防火設備とし、ガス機器が設置される場合は、(財)日本ガス機器検査協会の「ガス機器の設置基準及び実務」に基づくものとする。
- ③ トランクルームや倉庫、ごみ置場などに通ずる扉の設置は認められない。
- ④ 開放性のある自転車置場（可燃物の燃料を使用するバイク（総排気量に関係なし）置場は含まない。）は設けることができる。

【解説】

- ・ 屋外避難階段から2 m未満には、開口面積が各々1 m²以内の法第2条第九号の二口に規定する防火設備で、はめごろし戸であるものを除き、開口部を設けることができないが、2 mの離隔距離を検討するにあたっては、耐火構造の壁等を設けることで、廻り込みを考慮することができる。
- ・ 屋外避難階段付近に設けられるメーターボックスやパイプシャフトについては、通常外部から点検するための開口部しか設けず、火災の危険性も少ないことから、周囲を耐火構造の壁等で造り、開口部の扉を法第2条第9号の2口に規定する防火設備とすることで設置できるものとする。ただし、ガス機器を設置するパイプシャフトの場合は、ガス機器の設置方式により設置の可否が決定するため、(財)日本ガス機器検査協会から発刊されている「ガス機器の設置基準及び実務」を参考とすること。なお、点検・検針等のための戸で常時施錠状態にある鋼製の戸は、ドアクローザー等がなくても常時閉鎖式防火戸として取扱うものとする。
- ・ トランクルームや倉庫などの出入口の扉は利用形態から屋内から階段に通ずる出入口とはいえず、また大きさの大小に係わらず火災時の避難の支障となるため、扉は認められない。
- ・ 自転車置場については、それ自体が火災の発生のおそれが少ない用途であり、不燃材料で造られている場合は、設けることができる。

【参考】

- ・府Q & A集2 - 35「屋外避難階段の構造(1)」 p30
- ・防火避難規定 41- 1「パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い」 p131